



## I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国・サハリン帰国生徒	C.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	有
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	○	○
2-1の名称		選抜要綱第4115項及び第4124項にかかわる特別措置	選抜要綱第4115項及び第4125項にかかわる特別措置	選抜要綱第4115項及び第4126項にかかわる特別措置
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
2-2.滞日年数制限		特になし	特になし	特になし
2-3.措置の内容		個々の状況により、時間延長、問題用紙拡大コピー、別室受検等を実施	個々の状況により、時間延長、問題用紙拡大コピー、別室受検等を実施	個々の状況により、時間延長、問題用紙拡大コピー、別室受検等を実施
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		把握せず	把握せず	把握せず
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学校の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		○	×	×
3-1の名称		外国人生徒にかかわる特別枠選抜		
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		外国籍を有する者		
3-2.滞日年数制限		入国後の在日期間が、3年以内の者		
3-3.入学校のある学校数/全学校数		6校/146校		
3-4.学校名		県立神戸甲北高等学校、県立芦屋高等学校、県立伊丹北高等学校、県立加古川南高等学校、県立香寺高等学校、神戸市立須磨翔風高等学校		
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)	各校3人、6校で18人		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択		○		
3-7.試験内容		適性検査(国語、数学、英語)問題にルビふり、国語は基礎的な日本語能力を問う問題、面接		
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		有		
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入		2023年度入試 受検者18人、合格者14人		

## II 定時制高校について

		D.外国人生徒	E.中国・サハリン帰国生徒	F.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	把握せず	把握せず
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	○	○
2-1の名称		選抜要綱第4115項及び第4124項にかかわる特別措置	選抜要綱第4115項及び第4125項にかかわる特別措置	選抜要綱第4115項及び第4126項にかかわる特別措置
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
2-2.滞日年数制限		特になし	特になし	特になし
2-3.措置の内容		個々の状況により、時間延長、問題用紙拡大コピー、別室受検等を実施	個々の状況により、時間延長、問題用紙拡大コピー、別室受検等を実施	個々の状況により、時間延長、問題用紙拡大コピー、別室受検等を実施
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		把握せず	把握せず	把握せず
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		×	×	×
3-1の名称				
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
3-2.滞日年数制限				
3-3.入学枠のある学校数/全学校数				
3-4.学校名				
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択				
3-7.試験内容				
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入				

## Ⅲ 高校入学後の状況

1-1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	有	
1-2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	<input checked="" type="checkbox"/>	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(特別の教育課程、学校設定科目、個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施
	<input checked="" type="checkbox"/>	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施
	<input type="checkbox"/>	C.母語(継承語)保持のための授業の実施
	<input checked="" type="checkbox"/>	D.担当教員の加配
	<input checked="" type="checkbox"/>	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用
	<input type="checkbox"/>	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用
	<input checked="" type="checkbox"/>	H.日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育(出口支援)
	その他の施策	外部支援者(コーディネーターなど)との連携 保護者に対する通訳等の支援
上記に該当する実施校の校数等	外国人生徒にかかわる特別枠選抜実施校(6校)	
補足事項		
2-1.「1-2のA」において特別の教育課程での日本語授業を行っている?	いる	
2-2.行っている場合、実施校数、実施高校名	(公開していないため回答できません)	
2-3.行っていない場合、今後、教育委員会として実施計画はあるか?ある場合は、その実施予定年度、予定高校数など		
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入		
4.2023年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受検(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	把握せず	
5.2022年度中に、直接来日後による編入学者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	把握せず	

IV日本国内にある外国学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	○	一般の受験資格において、選抜要綱第1002項を満たした者(兵庫県在住・在勤の者又は予定の者で、中学卒業見込みの者、既卒者、中卒程度の学力を有する者は可。)に限り受験を認めている。
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	①	一般の受験資格において、選抜要綱第1002項を満たした者(兵庫県在住・在勤の者又は予定の者で、中学卒業見込みの者、既卒者、中卒程度の学力を有する者は可。)に限り受験を認めている。
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	×	一般の受験資格において、選抜要項1002項を満たした者(兵庫県在住・在勤の者又は予定の者で、中学卒業見込みの者、既卒者、中卒程度の学力を有する者は可。)に限り受験を認めている。
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のI II特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めない」のいずれかで記入	含む	
4.外国学校の中等部の卒業生について、2023年度入試において受験(受験)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」を記入。把握していない場合は「把握せず」	有	人数については把握せず

## V 調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ

※各地域を担当されている皆さんから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。

「他地域から皆さんが担当する地域に引越し予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。

<p>1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受験(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題と感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること</p>	<p>教委による日本の学校への適応指導や日本語指導の面ではある程度の前進が見られます。しかし新渡日者の母語保障や日本語が母語になっている外国人の母国語指導・支援の面では、ボランティア的な活動に支えられている現実があります。後者の支援の必要性を機会を作っては、教委に訴えています。</p>
<p>2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など</p>	<p>帰国生徒入試などの制度のある高校(下記以外にもあります)、問い合わせてください。          ・芦屋学園高校国際入試 <a href="https://www.ashiya.ed.jp/hi/exam/guidelines/">https://www.ashiya.ed.jp/hi/exam/guidelines/</a>          12月15日までに事前申込が必要 <a href="https://www.ashiya.ed.jp/hi/inquiry/?post_id=57">https://www.ashiya.ed.jp/hi/inquiry/?post_id=57</a>          ・神戸龍谷高等学校高等学校国際入試 <a href="https://www.koberyukoku.ed.jp/habout/essential/#ink02">https://www.koberyukoku.ed.jp/habout/essential/#ink02</a>          ・神戸野田高等学校「帰国子女入試」 <a href="https://www.studyhj.jp/kansai/school/C29P035/exam/">https://www.studyhj.jp/kansai/school/C29P035/exam/</a>          ・・・・各高校の入学後の外国人生徒への支援あり方は個別に質問してください。</p>
<p>3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所 ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください</p>	<p>・兵庫県教育委員会 子ども多文化共生センター  <a href="https://www.hyogo-c.ed.jp/mc-center/send/send.html">https://www.hyogo-c.ed.jp/mc-center/send/send.html</a>          ・兵庫県教育委員会高校教育課 教育指導班教育課程担当  <a href="https://www.hyogo-c.ed.jp/koko-bo/02nyuushi/r5senbatu/r5senbatu.html">https://www.hyogo-c.ed.jp/koko-bo/02nyuushi/r5senbatu/r5senbatu.html</a>  <a href="https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/koko/nyuushi/r5gaikokujinwaku">https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/koko/nyuushi/r5gaikokujinwaku</a></p>
<p>4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。</p>	<p>・ひょうご多文化共生総合相談センター  <a href="https://www.hyogo-ip.or.jp/shisetsuannai/infocenter/index.html">https://www.hyogo-ip.or.jp/shisetsuannai/infocenter/index.html</a>          ・NGO神戸外国人救援ネット(Hotline Consultion)  <a href="https://gqnet.jp/hotline-english.html">https://gqnet.jp/hotline-english.html</a>  <a href="https://gqnet.jp/office.html">https://gqnet.jp/office.html</a></p>
<p>5.公立高校入試の特別措置や特別入学枠の設置のこれまでの経緯 ※〇〇年に特別措置が導入された(その内容)、〇〇年に特別措置が改善された(内容)、〇〇年に特別入試枠が導入された(内容)、〇〇年に特別入学枠の校数が〇校になった。・・・などのこれまでの経過について、わかる範囲で簡潔にご記入ください。詳しい内容が掲載されているホームページがあれば、記載してください。</p>	<p>・1980年代後半以後 県在日外国人保護者会、教育を考える会、人権協会の3団体が母国語・母語教育の充実、外国人高校入試特別措置・特別枠等の設置等々を対県・市行政交渉の要望項目に追加し、年数回の定例交渉で要望を展開          ・1993 兵庫県「地域国際化推進基本指針」策定、「外国人県民」の呼称を初めて行政側も使用          ・2000 公立高校入試に漢字ルビ打ちと時間延長・別室受験の「特別措置」を導入          ・2003 県立芦屋国際中等教育学校開校(外国人枠・帰国者枠=来日・帰国6年未満を設置)          ・2003 県教委「子ども多文化共生センター」を創設、子ども多文化共生サポーターを県内各校に派遣          ・2016 県立高3校(定員9人)「外国人生徒にかかわる特別枠選抜」を導入          ・2019「外国人生徒にかかわる特別枠選抜」実施校、県立5高校(定員15人)に拡大          ・2023 神戸市立高校1校に「外国人生徒にかかわる特別枠選抜」を導入</p>
<p>6.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままホームページには掲載致しません。</p>	<p>◎民族差別・人種差別についての相談は兵庫在日外国人人権協会 <a href="mailto:jinkenkyo@hotmail.com">jinkenkyo@hotmail.com</a>へ          ◎ 外国人学校中等部卒業生の、県内公立学校入試には毎年数十名が合格しています。          ★兵庫県立芦屋国際中等教育学校にも外国人枠の募集要項があります。  <a href="https://www.hyogo.ed.jp/ashiyaiss/aiss5.html">https://www.hyogo.ed.jp/ashiyaiss/aiss5.html</a>          ★兵庫県は「子ども多文化共生サポーター派遣」などの事業も実施しています。          ★現在は、兵庫在日韓国朝鮮人教育を考える会・兵庫在日外国人人権協会この二団体で、兵庫の在日外国人教育の充実を目指して県市の教育委員会と定期的に交渉をしています。</p>